62.01 〜 62.16		［略］			62.01 〜 62.16		［同左］		
62.17		その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第62.12項のものを除く。）			62.17		その他の衣類附属品（製品にしたものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（第62.12項のものを除く。）		
6217.10		―附属品			6217.10		―附属品		
	010	――ベルト	NO	KG			――ベルト		
						011	―――絹製の帯（幅が30センチメートル以上、長さが４メートル以上のもの）	NO	KG
						019	―――その他のもの	NO	KG
	090	――その他のもの		KG		090	――その他のもの		KG
6217.90		［略］			6217.90		［同左］		
［略］					［同左］				
		［略］					［同左］		
71.01 〜 71.11		［略］			71.01 〜 71.11		［同左］		
71.12		貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの			71.12		貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの		
7112.30	000	―貴金属又はその化合物を含む灰		KG	7112.30		―貴金属又はその化合物を含む灰		
						020	――白金のもの		KG
						090	――その他のもの		KG
		［略］					［同左］		
7112.91 〜 7112.99		［略］			7112.91 〜 7112.99		［同左］		
		［略］					［同左］		
71.13 〜 71.18		［略］			71.13 〜 71.18		［同左］		
［略］					［同左］				
74.01		［略］			74.01		［同左］		
74.02		［略］			74.02		［同左］		
74.03		精製銅又は銅合金の塊			74.03		精製銅又は銅合金の塊		
		［略］					［同左］		
7403.11 〜 7403.19		［略］			7403.11 〜 7403.19		［同左］		
		―銅合金					―銅合金		
7403.21		［略］			7403.21		［同左］		
7403.22		［略］			7403.22		［同左］		

第明治三十種郵便物認可